

令和6年度 第2回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和6年7月26日(金) 9:30~10:20
2. 場所 富山労働局5階大会議室(会議室501~503)
3. 出席者
公益代表委員 長尾会長、柳原委員、堀岡委員
労働者代表委員 石田委員、大森委員、黒川委員、鈴木委員
使用者代表委員 寺山委員、江下委員、八田委員、森口委員
事務局 小島労働局長、倉重労働基準部長、
成田賃金室長、佐竹賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達)
- (2) 労働経済等関係指標について
- (3) 最低賃金に関する基礎調査結果について
- (4) 公示による関係労使の意見聴取に係る報告について
- (5) 富山県最低賃金専門部会委員について
- (6) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[佐竹賃金室長補佐] 定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第2回富山地方最低賃金審議会を開会致します。

本日は、公益代表の高倉委員、両角委員、労働者代表の山本委員、使用者代表の和田委員が御欠席でございますが、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、富山労働局長の小島より御挨拶申し上げます。

[小島労働局長] 労働局長の小島でございます。委員の皆様方には、本日はお忙しい中、令和6年度、第2回富山地方最低賃金審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃より、労働行政の運営につきまして、多大なる御支援、御協力をいただいているところでございまして、併せて、深く感謝申し上げます。

本日は、昨日、厚生労働大臣あてに中央最低賃金審議会長から、令和6年度地域別最低賃金改定の目安が答申されましたので、この後、事務局より伝達させていただきますが、既にマスコミ報道等で御承知のとおり、今年度の改定額の目安としましては、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会の公益委員見解として、いずれのランクも50円となり、時間額表示となった平成14年以降、最高額の目安が提示されたところです。

今回の目安額の審議結果を受け、マスコミ報道では既に様々な報道がなされておりますが、富山県内における労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力に関連する各種統計資料、また、今回の目安額などを踏まえつつ、各委員、とりわけ、専門部会委員の皆様

様方には、毎年、厳しい日程での審議となり、大変御苦勞をおかけいたしますが、富山県最低賃金額の改正につきまして、慎重、かつ、十分な御審議をお願い申し上げ、冒頭のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

[佐竹賃金室長補佐] この後は、長尾会長に進行をお願いします。

[長尾会長] ただ今から令和6年度第2回富山地方最低賃金審議会の議事に入ります。本日の会議につきましては公開としておりますので、御承知おき願います。

それでは、議事1の令和6年度地域別最低賃金額改定の目安についてにつきまして、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 賃金室長の成田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、7月25日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣あてに答申がありましたので伝達させていただきます。

資料No.1を御覧ください。答申文の記以下を朗読いたします。

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致を見るに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる成長と分配の好循環と賃金と物価の好循環を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種助成金等を受給し、賃上げを実現できるよう政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、賃上げを支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業継承やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要であ

る。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれら施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる構造的な価格転嫁を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して、転嫁に理解を求めていくよう要望する。

8 いわゆる年収の壁を意識せず働くことができるよう、年収の壁・支援強化パッケージの活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

次に、目安額でございますが、次のページの別紙1を御覧ください。

1項目には、公益委員見解として引上げ額の目安が記載されております。富山はBランクに区分されておりますので、引上げ額の目安は、50円です。

続いて、その下の2(1)を御覧ください。概略を説明いたします。

2(1)のア、イ、ウの順に、いわゆる3要素を各検討した結果と、目安額の考え方が示されています。

まず、アの生計費についてです。1段落目を見ますと、消費者物価指数では、持家の帰属家賃を除く総合は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均3.2%で対前年から上昇しており、引き続き高い水準となっている。とあり、基礎的支出項目といった必需品的な支出項目についてはエネルギー価格の負担軽減策の影響で一定程度押し下げられているとあります。

2段落目に行きますと、生活必需品を含む頻繁に購入する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%で対前年から上昇しており、引き続き高い水準となっているとあります。

3段落目では、最低賃金の引上げにより賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果を踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられるとあります。

最後4段落目で今年度においては、労働者の生計費については最低賃金に近い賃金水準

の労働者の購買力を維持する観点から頻繁に購入する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要があると締めくくっています。

次にイの賃金についてです。1段落目では、連合による春季賃上げ集計結果で、全体で5.1%、中小で4.45%と高水準となっており、有期・短時間・契約等労働者の引上げ率も昨年を上回る5.74%となっているとしています。

2段落目で、経団連による春季賃上げ集計結果では、大手企業5.58%、中小企業で3.92%と昨年を上回り、日商による中小企業の賃金改定調査では正社員全体で3.62%、20人以下で3.34%、パート・アルバイト全体で3.43%、20人以下で3.88%となっているとしています。

3段落目で、賃金改定状況調査の結果、第4表①②における賃金上昇率はランク計2.3%、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率はランク計2.8%と、いずれも昨年の結果を上回ったとあります。

最後に4段落目で企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られると締めくくっています。

最後にウの通常の事業の賃金支払い能力についてです。1段落目では業況の厳しい産業・企業のみを見て議論することなく、統計資料を基に議論したとされています。

2段落目では、令和4年度の経常利益は資本金1,000万以上、未満の企業ともに増加し、売上高経常利益率については、資本金1,000万以上で令和6年第1四半期は安定して改善傾向にあること。労働分配率は企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下していること。従業員1人当たりの付加価値額は、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業及び非製造業ともに改善しているとされています。

3段落目では、売上高経常利益率について大企業と中小企業の開きが拡大し、二極化の傾向にあること。

4段落目では、価格転嫁に関し中小企業庁が公表した令和6年3月の調査によると、令和5年9月の調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を価格転嫁できた割合は一部では好転する一方、1～3割しか価格転嫁できなかった割合は約4ポイント増加し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約2割となっており、二極化の兆しがあること。また、労務費について見ると、価格交渉が行われた企業のうち、その約7割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約1割の企業が価格交渉ができなかったという結果が記載されています。

5段落目では、倒産件数について令和5年はコロナ禍前の水準まで増加し、今年1月から6月のインフレ倒産が、過去最多を大幅に更新したとあります。

最後に6段落目では、従業員一人当たりの付加価値額をみると、資本金規模が小さいほど労働生産性は低くなることなどから、企業規模により賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要があると締めくくっています。

こうしたことを背景に、その次のエには目安に関する記述があり、2段落目に①として生計費に関し、最低賃金近傍の労働者の購買力の維持、労働者の生活の安定を図る趣旨から、消費者物価指数のうち、頻繁に購入する支出項目に係る消費者物価の水準を勘案することが今年度は適当としています。

3段落目に②として賃金引上げ率が、各種集計でいずれも、昨年を上回り高い水準とな

っていると示されています。

4段落目の③賃金支払い能力に関し、売上高経常利益等が改善傾向にあることに触れた上で、企業間格差についても触れています。また、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があるとも記載しています。

これらを踏まえ、5段落目で特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視したとし、5.0%(50円)を基準としたとあります。

そして、少し飛ばして最終段落ですが、目安額どおり全国一律で引上げが行われれば、最低賃金の最高額に対する最低額の比率の面において、地域間格差が縮小するとされています。

続いて、オの政府に対する要望は先ほどの答申文と重複しております。またその後のカ以降も昨年と変わらない内容であるため省略させていただきます。

8ページまで進みまして次の参考資料の説明も省略させていただきます。

さらに、ページをめくりますと別紙2があります。別紙2の目安に関する小委員会報告についてごく簡単に御説明いたします。

1のはじめには飛ばして、その次の2の労働者側見解では、春の賃上げ状況、物価状況、地域間格差及び、最低賃金の引上げと企業倒産に相関性が見られないことなどを主張したが、公益見解に十分に反映されず不満であることが述べられております。

3の使用者側見解では、賃上げは重要であるが、罰則を伴う最低賃金引上げとは意味合いが異なること。支払い能力に関し、6割の企業で業績改善がない中で賃上げしていること、小規模企業ほど価格転嫁できていないこと、最低賃金などコスト増による企業の廃業・倒産が懸念されることなどを主張したが、公益見解に十分に反映されず不満であることが記載されております。

4の公益委員見解については、これまでの説明と重複しますので省略させていただきます。

以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御質問等はございますか。
労働者側はいかがでしょう。

[労使各側委員] 特にありません。

[長尾会長] 当審議会といたしましても、審議を進めるに当たって、この目安は全国的なバランスを配慮するという観点から参考としてまいりたいと存じますので、御協力をお願いします。

次に、議事2の労働経済等関係指標についてにつきまして、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 労働経済等関係指標につきまして、資料No.2を御覧ください。
まず、この資料No.2についてですが、昨年まで資料の出所を最終ページとしていました

が、委員に見やすくするため3枚目に掲載することとしました。

それ以外は毎年事務局から提出しているものと項目・体裁に変更はございません。

1枚めくりますと目次がありますが、いわゆる3要素に関連するデータとして、生産、国内需要、物価・生計費、貿易、雇用、賃金、企業倒産に係る指標をまとめた資料となっています。

1枚めくりまして、資料の出所を掲載しております。

資料の体裁ですが、例外もありますが、1枚めくりました1ページのように、基本的に上段に年毎の推移、下段に昨年の四半期ごとの推移と、今年の1月から4月の推移をグラフ化し、全国の数値、富山県の数値を掲載しております。

また、指数については、統計上5年毎に基準年が更新されますので、最新のものは令和2年を100としています。これ以前は、平成27年を100とした数値であり、比較に適さないため省略しております。

それでは、各指標について、順に簡単に解説を付けながら、ポイントを絞って御説明いたします。

まず、生産についてです。1ページに、代表的な景気指標である鉱工業生産指数の推移を掲載しております。

一番上の枠囲みにありますとおり、富山県は、令和4年、5年と全国に比べ大きく減少しましたが、下段の図1-2のとおり、今年に入り持ち直しの兆しが見られます。

少しページが飛びまして、3ページの国内需要についてです。

百貨店等販売額は個人消費の強さを示しておりまして、富山県の対前年 同期比は令和2年を底として、以降は前年 同期比でプラスとなり、下段の表2-2にもあるとおり今年に入ってもプラスで推移しています。

4ページは、売り上げによる経済効果が大きいとされている新車新規登録台数です。令和5年に大きく増加に転じましたが、令和6年はメーカーの品質不正問題による出荷停止のため、落ち込みましたが、回復基調にあります。

5ページ。住宅建設は金利、建設コストに影響を受けることから景気に先行するとされています。着工戸数の年別推移をみますと、去年は弱含みでしたが、アパートなど貸家の建設を中心に増加の兆しが見られます。

6ページ。全国レベルでみた設備投資関連の指標を載せております。民需用機械への設備投資ですので、景気に対し一定の先行性を持つとされています。令和2年を底に増加が続きましたが、去年は機械受注が減少に転じました。

続きまして、7ページの物価・生計費についてです。

7ページには、まず、消費者物価指数の推移を掲載しております。

富山市では、令和3年まで全国と同じ水準でしたが、令和4年以降は全国平均より高い状況が続いています。

なお、今御覧いただいている消費者物価指数は、帰属家賃を含む総合指数ですが、参考資料として富山の帰属家賃を除く総合指数を掲載した富山市消費者物価指数のうち10大品目を抜粋したものをお配りしていますので御覧ください。

青枠が当局の指標で使用している総合指数、赤枠が帰属家賃を除く総合指数です。黄色く塗っておりますとおり今年6月の指数は総合指数で108.8、帰属家賃を除く総合指数で

109.8と1ポイント高い数値を示しています。中央審議会では、こちらの帰属家賃を除く総合指数を使用していますので御承知おきください。

8ページの勤労者世帯の消費支出、それから9ページの標準家計費ですが、資料のおおもとは家計調査です。8ページ下の表 富山市の四半期・月別の推移で乱高下が見られますが、これは標本数が60世帯程度と少なく、半年ですべて標本が入れ替ることから、誤差が大きい統計となりますので、この点は御承知おきください。

年単位で見ますと令和2年以降は、消費支出・標準家計費ともに上昇傾向にあり、全国平均より高い状況にあります。

10ページには富山市、高岡市の生活保護基準額の月額を掲載しています。最低賃金の3要素のうち、生計費は生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされていますので、確認のほどお願いいたします。

11ページ、貿易ですが全国集計で輸出額・輸入額ともに増加してきましたが、去年は輸入額が減少し、赤字幅が減少しました。

12ページの為替相場は御覧のとおり円安傾向が続いています。

13ページから雇用について掲載しております。常用雇用指数ですが、例えば景気が上向く場合、企業はまず、労働時間を増やし、次にアルバイト労働者を増やし、最後に常用労働者を増やすことから、景気変動から数か月遅れて現れる遅行指数とされています。

また、景気回復の強さを示すとされており。

富山県全体では令和3年以降100を超え、製造業においても令和5年4-6月期以降100を超えています。

14ページの総実労働時間ですが、この時間にはいわゆる残業時間を含んでいます。

総実労働時間、それから15ページの所定外労働時間数ともにコロナ禍にあった令和2を境に総実労働時間は持ち直し傾向、所定外労働時間数は上昇傾向が見られます。

16ページの完全失業者数は、全国の集計値です。近年は横ばい傾向となっています。

17ページ以降は求人・求職関係です。有効求人倍率は景気とほぼ一致して動くと言われています。富山県では、全国平均より高い状況が続いており、令和3年以降、おおむね1.4倍を堅持しています。

次に賃金について御説明いたします。

19ページのきまって支給する給与額は基本給に家族手当と、いわゆる残業代を含んだ額を指します。県内規模別を見るに、規模1～4人と30人以上の格差に拡大傾向が見られます。

20ページ上段は女性のパート労働者の1時間当たりの賃金、下段は高卒初任給の推移です。初任給は、男女計で見ると、令和3年を除き、増加傾向にあります。

最後に、21ページ企業倒産の推移です。富山県では令和3年は減少、その後5年にかけて増加がみられます。

簡単ですが、説明は以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御質問等がございますか。

[労使各側委員] 特にありません。

[長尾会長] 続いて、議事3の最低賃金に関する基礎調査結果についてにつきまして、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 最低賃金に関する基礎調査結果について説明いたします。資料No.3を御覧ください。

第1回本審でも御説明いたしましたが、本調査の目的を改めて御説明いたします。

本調査は、最低賃金審議会における審議に資するため、中小零細事業所の賃金実態を把握することを目的としたものです。

1枚めくると集計区分表をお付けしていますが、地域別最低賃金に関しては、真ん中の列、明細番号1,2の製造業及び情報通信業で規模100人未満、明細番号3から8の卸売・小売業からサービス業までは規模30人未満の事業所を対象に、合計1,314事業所に調査票を送付し、今年6月分の賃金の実態を調査いたしました。

この結果、2ページ表の右側、回答事業所数の地域別最低賃金適用産業計の欄にあるとおり、現在、664事業所から回答を得ています。

調査結果についてですが、賃金総額から、最低賃金との比較に当たって除外される精皆勤手当・通勤手当・家族手当などを除いた額を時間額に換算して集計しております。

3ページを御覧ください。ここでは令和元年から令和6年までの特性値の推移を示しております。

特性値は、第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数及び中位数を記載しております。第1・20分位数とはデータを低い方から順に並べ20等分した際の最初の境界にある値、同様に第1・10分位数は10等分、第1・4分位数は4等分した際の最初の境界にある値となります。また、中位数はデータ全体のちょうど真ん中の位置にある値となります。

今年度の特性値は、第1・20分位数が950円、第1・10分位数が955円、第1・4分位数が1,000円、中位数が1,237円となっております。

資料には記載していませんが、各年6月の調査時点における最低賃金額はと言いますと、令和元年6月当時に適用されていた富山県最低賃金は820円、令和2年は848円、3年849円、4年877円、5年908円、6年948円ですので、特に第1・20分位数は最低賃金額とほぼ連動して上昇していることが分かります。

次に4ページを御覧ください。ここでは産業別の特性値を示しています。

地域別最低賃金対象産業計を棒グラフ、産業別の値を折れ線グラフで示しています。

ページ下の表4を見ていただきますと、第1・20分位数は、製造業が948円、卸・小売業が950円、宿泊、飲食サービス業が950円、医療・福祉が970円、サービス業が950円となっております。

続いて、資料の5ページを御覧ください。ここでは、昨年と今年度の特性値を比較しております。

昨年と比較しますと、第1・20分位数は4.63%、第1・10分位数は4.95%、第1・4分位数は2.04%、中位数は3.08%の増加が認められます。また、平均賃金は3.96%の増加となりました。

第1・20分位数及び第1・10分位数で高い増加率を示していますのは、この位置が当時の最低賃金と同額または僅差であることから、当時の最低賃金の引上げ額が反映されたものと考えています。

以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御質問等がございますか。

[労使各側委員] 特にありません。

[長尾会長] 議事4の公示による関係労使の意見聴取に係る報告についてにつきまして、事務局からお願いします。

[佐竹賃金室長補佐] 6月28日に富山県最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただき、同日付けで関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いましたところ、意見書が4件提出されました。

それぞれ写しを資料No.4として添付しております。

それでは、これらを当該意見書の概要を御説明することにより御報告させていただきます。

まず、資料No.4-1、富山県労働組合総連合からの意見書について御説明いたします。

意見書の概要といたしましては、実質賃金の低下に物価高が直撃し、国民生活基礎調査では生活が苦しいとの回答が6割を占め、統計が始まって以降、最悪の結果となっている。とりわけ高齢女性は最賃近傍の非正規労働者しかおらず、シングルマザーはダブルワーク等をしながら子育て費用を捻出している実態にある。中小企業の多くは企業物価の高騰・人件費引上げ分の価格転嫁ができないほか、人手不足で展望が見えない状況に苦しんでいる。一方、大企業は内部留保が大きく膨らみ富の偏在が進み、このことが経済を停滞させてきた。今、賃上げと価格転嫁可能な社会に向けたコンセンサスが作られつつあり、その切り札が最低賃金の引上げと、それによる地域経済の活性化である。以上から、以下4点を審議会から国に対して要望するよう要請する。中小企業支援の推進、最低賃金の全国一律制、最低賃金をできるだけ早急に1500円以上とすること、生計費原則によって決定する最低賃金法の改正。

続いて、資料No.4-2、富山県高等学校教職員組合からの意見書について御説明いたします。

意見書の概要といたしましては、国際情勢、円安により物価が高騰し、下がり続ける実質賃金が家庭の経済状況を悪化させている。県内の定時制・通信制高校では給食費が払えない等、経済的理由で学ぶ権利が侵害される高校生が相当数存在している。とりわけ一人親家庭の子どもでは2人に1人が相対的貧困の状態にあり、貧困に起因する子どもの学習権の阻害、進路保障の後退は深刻化している。子ども・若者に展望を持たせるためにも、非正規労働者も含めた賃金の底上げによる購買力の向上・景気回復は喫緊の課題である。富山県最低賃金は昨年948円とされたが、フルタイムで働いても、年収200万円でワーキングプアぎりぎりである。最低賃金水準の大幅引上げは従事者の生活を守るほか、担い手

確保にも必要である。子どもたちが展望をもって社会に巣立つには、手厚い中小企業支援を伴った最低賃金の大幅改善が必要であり、委員の皆様には大幅な引上げを答申されるよう、切にお願い申し上げます。

続いて、資料No.4-3、全日本建設交運一般労働組合富山県本部からの意見書について御説明いたします。

意見書の概要といたしましては、毎月勤労統計調査によると、5月の実質賃金は前年同月比1.4%減となり、減少は26か月連続と過去最長である。労働者が人間らしく暮らせるよう、ただちに最低賃金を1,500円に引き上げるべき。最低賃金の地域間格差は2002年の104円から昨年220円となっており、地方の労働力流出による中小企業の厳しさに拍車をかけている。審議会におかれては積極的な最低賃金の引上げを決定されるよう求める。

最後に、資料No.4-4、富山県医療労働組合連合会からの意見書について御説明いたします。

意見書の概要といたしましては、診療報酬・介護報酬は全国一律であり、同水準の医療・介護を提供しなければならないにも関わらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしている。コロナ禍が終息しない中でも関連する補助金などは廃止される等、医療・介護事業所は経営的な厳しさが増し、そのしわ寄せは労働者の賃金切下げの形であらわれている。全産業的には5から10%の賃上げが実施される中、医労連の賃上げ回答状況は3%の賃上げに満たない状況である。現場の奮闘に見合わない低賃金は慢性的な人員不足を改善できない。医療・看護・介護の提供体制改善のためにも地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引上げの実現を求める。

提出いただいた意見書は以上です。

[長尾会長] 今ほどの関係労使の意見に関しまして、御意見等はございますか。

[石田委員] 意見趣旨については、参考にしていくべきものと思います。

[長尾会長] 使用者側はいかがでしょう。

[寺山委員] 特にございません。

[長尾会長] 当審議会といたしましては、今ほど報告のありました関係労使の意見を今後の審議の参考とさせていただきたいと存じますので、よろしく申し上げます。

それでは、議事5の富山県最低賃金専門部会委員について事務局から説明してください。

[佐竹賃金室長補佐] 資料No.5富山県最低賃金専門部会委員名簿を御覧ください。

専門部会委員のうち公益委員につきましては、労働局長が適任者のうちから任命し、労働者代表委員・使用者代表委員につきましては、関係労働組合・使用者団体からの推薦により、その候補者から任命することとされています。

この結果、名簿にありますとおり、公益代表委員には、長尾委員、高倉委員、堀岡委員を、労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、推薦の公示を行ったところ、推薦

期日の7月19日までに、日本労働組合総連合会富山県連合会及び一般社団法人富山県経営者協会から推薦があり、その候補者から、労働者代表委員には石田委員、大森委員、黒川委員、使用者代表委員には寺山委員、江下委員、八田委員をそれぞれ任命いたしました。以上です。

[長尾会長] 専門部会委員に任命された皆さまには、この後、引き続き、富山県最低賃金専門部会が予定されておりますので、富山県最低賃金の改正決定につきまして、十分に調査審議がなされ、合意形成が図られるよう、労使双方の御協力をお願いします。

次に、議事6のその他ですが、何かございますか。

[労使各側委員] 特にありません。

[長尾会長] 事務局から何かございますか。

[佐竹賃金室長補佐] 請願書・請願署名の件で御報告がございます。

富山県労働組合総連合から、富山県の最低賃金の大幅改善を求める要請と題し、最低賃金全国一律1500円をめざし、貧困の解消・経済の好循環を求める、富山労働局長と審議会長あての請願署名が7月24日に5,767筆提出されております。

署名につきましては、事務局側のテーブルに置いてあります。

2点目ですが、次回、第3回本審は、8月5日午後1時30分を予定しています。

ただし、第1回本審で議決いただいた日程表のとおり、審議の状況により開催日程が変更となる場合がございます。この場合は、改めて事務局から連絡差し上げますので御承知おきください。

以上です。

[長尾会長] 報告のあった、当審議会に提出された請願署名につきましては、今後の審議の参考とさせていただくことといたしたいと存じますので、よろしくをお願いします。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

次回、第3回本審は、8月5日午後1時30分を予定しています。

ただし、事務局説明のとおり日程が変更となる場合がございます。この場合は、改めて事務局から連絡致しますので、御承知おきください。

次に、本日の審議会の議事録確認担当委員には、私のほか、

労働者代表委員からは、大森委員

使用者代表委員からは、江下委員

のお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいですか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、本日の審議は以上で終了とします。お疲れ様でした。